

第2次田原市地域コミュニティ振興計画

(2018 ▶ 2027)

平成30年3月

田 原 市

地域コミュニティ振興計画 目次

第1章 計画策定の目的

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2

第2章 現状と課題

1 地域コミュニティ団体の現状	3
(1) 地域コミュニティ団体の形態	3
(2) 関連する団体等との連携	4
(3) 地域コミュニティの課題	5
2 市民意識の現状	9
3 前計画の取組状況と評価	11
(1) 環境づくり（間接的活性化策）	11
(2) 活動の活性化（直接的活性化策）	13
(3) 協働関係の構築	14
(4) 市全体のまちづくりの推進	15

第3章 計画の推進

1 基本的な考え方	16
2 振興施策	16
(1) 環境づくり	16
(2) きっかけづくり、人づくり	17
(3) 活動の活性化	18

参考資料

1 用語集	21
2 コミュニティ活動等支援制度の概要	22
3 田原市市民協働まちづくり条例	24
4 田原市市民協働まちづくり条例施行規則	27
5 田原市地域コミュニティ振興計画策定委員会設置要綱	29
6 計画策定の主な経過	30

第1章 計画策定の目的

1 計画策定の目的

本市においては、長い時間をかけ、様々な段階を経て、地区自治会とは別に小学校区を単位とする地域コミュニティの枠組み「コミュニティ協議会」を制度として確立し、コミュニティ中心のまちづくりを行ってきました。

昭和40年代以降、企業誘致や住宅開発に伴って急速に増加した転入者と、昔から居住している農村集落の住民との融和が課題となっていました。昭和48年に国・県のモデル指定を受けた東部コミュニティ協議会の取組が先駆けとなり、その後、コミュニティ中心のまちづくりが総合計画等に位置付けられました。平成15年、17年の二度の合併を経て現在の田原市となり、市内全校区でコミュニティ協議会が設立されました。

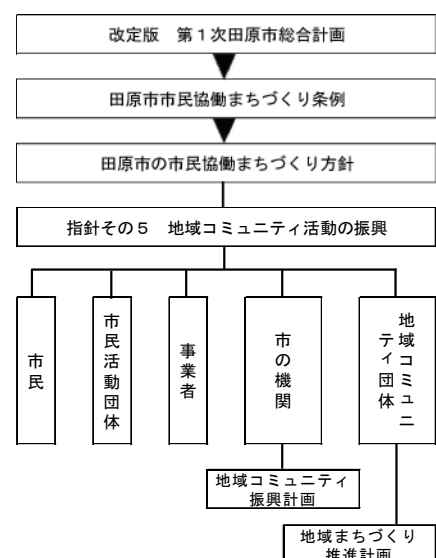
平成18年度には、「地域コミュニティに期待される協働社会の役割の実現」を振興の方針とした「田原市地域コミュニティ振興計画」を策定し、地域コミュニティをまちづくりの中心的団体と位置付け、市との関係、活性策等の振興方針を明示し、市民参加によるまちづくりの実現に向け取り組んできました。更に平成20年4月には、「田原市市民協働まちづくり条例」を施行、同年10月、条例に基づき「田原市の市民協働まちづくり方針」を策定し、市民協働のまちづくりを計画的に進めてきました。

しかし、計画策定から既に10年以上経過し、近年の少子化・高齢化の進行、人口減少等地域を取り巻く状況の変化や、住民の地域活動への関心の低下、ライフスタイルの多様化等により、新たな課題も出てきています。こうした状況を踏まえ、新たに「田原市地域コミュニティ振興計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

改定版の第1次田原市総合計画では、将来都市像「うるおいと活力のあるガーデンシティ」の実現のためのまちづくり方針の一つとして、「参加と協働による持続可能なまちづくり」を掲げています。「地域住民が自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う」という国の地域主権戦略大綱を踏まえ、本市の市民協働まちづくりの根幹となる「田原市市民協働まちづくり条例」に基づき、「自助・共助・公助の役割分担の明確化」や「市民参加の仕組みづくり」に取り組んでいます。

併せて、市民協働のまちづくりを計画的に進めるため、社会情勢の変化と協働活動の進展を踏まえ策定した「田原市の市民協働まちづくり方針（平成30年3月改定）」の指針の一つとし



て「地域コミュニティ活動の振興」があり、地域コミュニティ団体の振興のあり方に対する市の機関の支援として、地域コミュニティ振興計画に基づき地域の活性化を図ることが示されています。

本計画は、総合計画の個別分野の施策として、また、条例第17条、まちづくり方針に基づく振興施策として、協働のまちづくりの実現を目指し策定するものです。

3 計画期間

本計画の期間は、2018年度から2027年度までの10年間とします。計画の推進に当たっては、施策の進捗状況の把握等を行い、次期計画に反映していくものとします。

第2章 現状と課題

1 地域コミュニティ団体の現状

(1) 地域コミュニティ団体の形態

本市における地域コミュニティ団体は、田原市市民協働まちづくり条例において、自治会、自治会連合組織、校区、コミュニティ協議会の4つの形態が定義されています。自治会は一定区域の居住者等で形成、自治会連合組織は小学校区域内の複数の自治会で構成、校区は小学校区域内の自治会で構成、コミュニティ協議会は小学校区又は旧小学校区の市民、自治会及びその他の市民活動団体等で構成し、それぞれ相互連絡、意見集約、交流等の活動を行っています。

平成23年には、市内全てのコミュニティ協議会によって田原市地域コミュニティ連合会が組織され、市との連絡調整や情報交流等を行っています。

①自治会

市内には106の自治会（平成30年4月から105自治会）があり、人口規模、面積規模、組織体制や活動内容もさまざま、各種団体を含んだコミュニティ協議会的な活動をしている自治会もあります。名称は、自治会以外にも町内会、区、地区と呼ばれているところもあり、地縁団体として法人格を得ている自治会もあります。

自治会は、住民にとって最も身近な包括的な地域組織であり、身近な課題への取組や対処、市と協働した情報の伝達や住民の意見集約、高齢者等の見守り活動、清掃活動やごみ収集場所の管理等による良好な生活環境の維持、地域ぐるみの防災・減災活動、交通安全啓発活動、地域文化の伝承といった地域活動を行いながら、地域住民相互の交流を図っています。

②コミュニティ協議会

コミュニティ協議会は、地域組織の自治会、校区等をその構成の中心において、民生・児童委員、小中学校長や老人会、子ども会、消防団等の代表者によって構成されており、校区総代制施行と同時に導入されました。市内には20のコミュニティ協議会が設立されており、コミュニティ協議会長は、市民館長も兼ねています。

コミュニティ協議会は、自治会、校区及び各種団体との協働のまちづくりを進める主体としての役割のほか、自治会の範囲を越えた課題解決、自治会や各種団体との連絡・意見の総合調整、青少年健全育成活動、地域情報発信による住民参加の促進、イベント開催等による幅広い年齢層の交流・連携により、地域一体となった地域づくりを進めています。

③田原市地域コミュニティ連合会

田原市地域コミュニティ連合会は、行政との連絡調整機関であった田原市総代

全コミュニティ協議会長が理事として参加し、総会・定例理事会の開催、情報伝達と意見集約、行政等との連絡調整、地域間交流事業を開催しています。また、連合会の専門委員会として地域コミュニティ活性化研究会を設置し、共通課題の解決策の検討等の活動を行っています。

田原市地域コミュニティ連合会

〇〇コミュニティ協議会

協議会長
副会長
書記・会計・理事等
コミュニティ主事

監事
顧問

部会

企画部会
安全部会
環境部会
福祉部会
体育部会
文化部会

連合組織（区・町内会等）

地区自治会
地区自治会
地区自治会

地区自治会
自治会長
副会長
その他役員（評議員・書記・会計）
組長・瀬古長・班長等

世帯住民
世帯住民
世帯住民

地域団体

子ども会
老人会
PTA
消防団
活動団体
その他

行政委員

民生委員
保護司
その他

学校
保育所等

市役所

コミュニティ担当課
連合事務局
まちづくりアドバイザー
市民館担当課
市民館主事
各種事業担当課

派遣

施策協力
事業参画

活動支援
環境整備
業務依頼

①非営利活動団体（※1）、ボランティア団体等（分野コミュニティ）

②企業等の事業者

4

個人が参加する子ども会等の地域活動やボランティア活動への休暇制度の整備等、まちづくりに果たす役割はますます大きくなってきています。

地域活動の運営・活動の担い手として、自治会やコミュニティ協議会への参加や連携が一層期待されています。

③学校

地域コミュニティ団体は、学校との協働事業として運動会等での交流や青少年健全育成活動で連携しています。平成27年12月に中央教育審議会に取りまとめられた「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、目指すべき連携・協働の姿として「地域とともにある学校への転換」「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」「学校を核とした地域づくりの推進」が示され、今まで以上に学校と連携・協働することが求められています。

また、地域づくりにおいては、子どもの発想力、行動力、将来の担い手としても大きな期待が寄せられています。

(3) 地域コミュニティの課題

①人口・世帯の推移

国勢調査に基づく本市の人口は、2005年までは緩やかな増加傾向にありましたが、その後は減少に転じています。人口の構成をみると、年少人口、生産年齢人口の割合が低下する半面、老年人口の割合は22.2%まで上昇しており、少子高齢化が急速に進行しています。



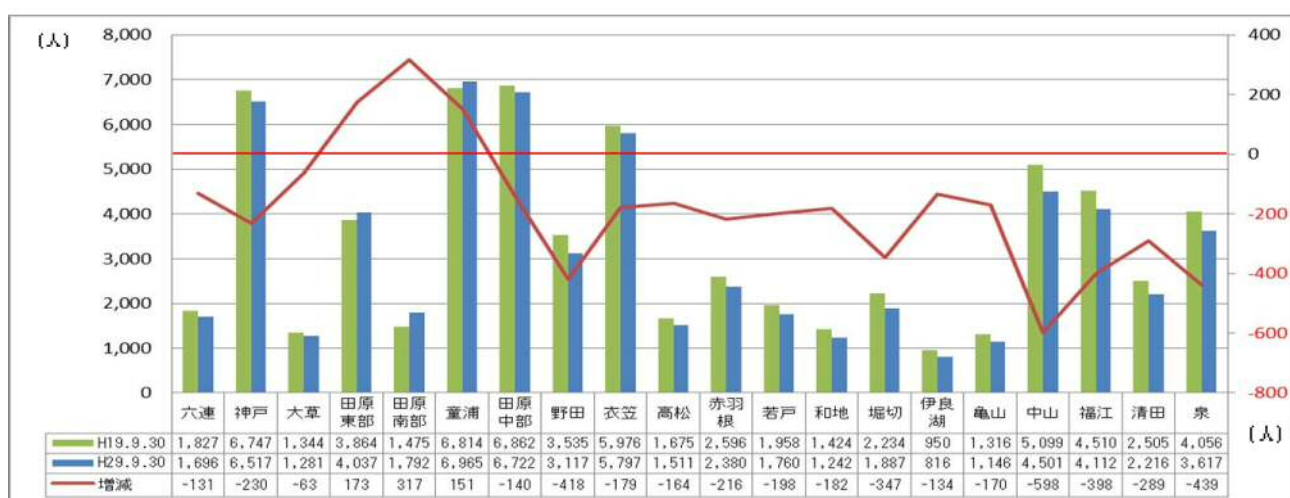
資料：国勢調査 ※合計には年齢不詳人口を含む

年齢3区分別人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所の推移によると、2040年の本市の人口は50,885人まで減少するとされています。年少人口、生産年齢人口がともに3割近く減少する一方で、高齢人口は3割近く増加します。また高齢単独世帯も増加し、生活不安を覚える高齢者が増加する可能性があります。

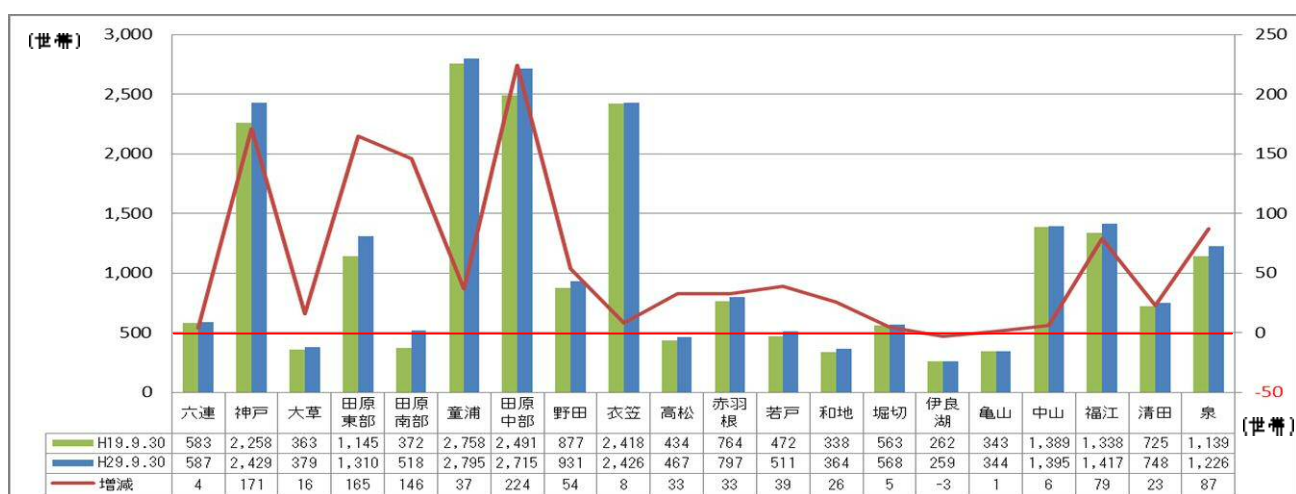
②コミュニティ協議会の人口・世帯規模

人口を10年前と比較すると、住宅地が造成された地域（田原東部、田原南部、童浦校区）では微増であります、その他の地域は軒並み人口が減少しており、市の西部ではその傾向が顕著に表れています。



コミュニティ協議会別人口推移（9月30日現在）

世帯数の推移では、逆に増加しているところが多く、世帯の構成人数が減少していることがうかがえます。



コミュニティ協議会別世帯推移（9月30日現在）

コミュニティ協議会別の人口では、童浦校区が最も多く6,965人、最も少ない伊良湖地区が816人、約8倍の大きな開きがあります。世帯数は、童浦校区が最も多

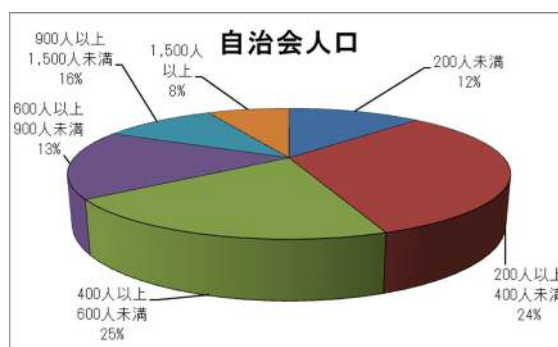
く2,795世帯で、次いで田原中部校区2,715世帯、神戸2,429世帯と続き、最小は伊良湖地区で259世帯となっており、最大から最小で約10倍の大きな開きがあります。

③自治会の人口・世帯規模

自治会の人口は、400人前後（200人以上600人未満）の自治会が約5割を占めていますが、最大人口の自治会（2,378人）と最小の自治会（75人）では、極端な人口の差が生じています。

自治会人口	
区 分	自治会数
200人未満	13自治会
200人以上400人未満	34自治会
400人以上600人未満	22自治会
600人以上900人未満	18自治会
900人以上1,500人未満	11自治会
1,500人以上	8自治会
合 計	106自治会

H29. 9. 30現在

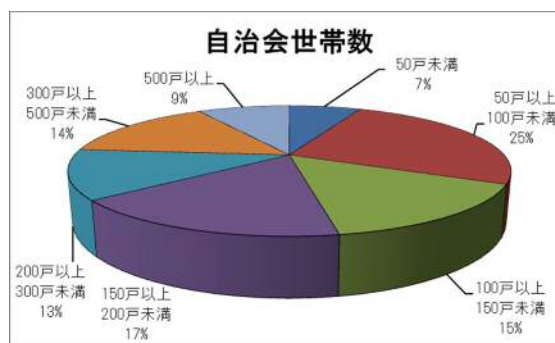


世帯数は、最小15世帯から最大747世帯までと様々な規模で構成されています。最も多い世帯規模は、50戸以上100戸未満の規模で、106自治会中27自治会（全体の25%）となっています。

また、500戸以上の自治会が9自治会、50戸未満の自治会が7自治会と、自治会ごとの構成世帯に大きな開きがあります。

自治会世帯数	
区 分	自治会数
50戸未満	7自治会
50戸以上100戸未満	27自治会
100戸以上150戸未満	16自治会
150戸以上200戸未満	18自治会
200戸以上300戸未満	13自治会
300戸以上500戸未満	16自治会
500戸以上	9自治会
合 計	106自治会

H29. 9. 30現在

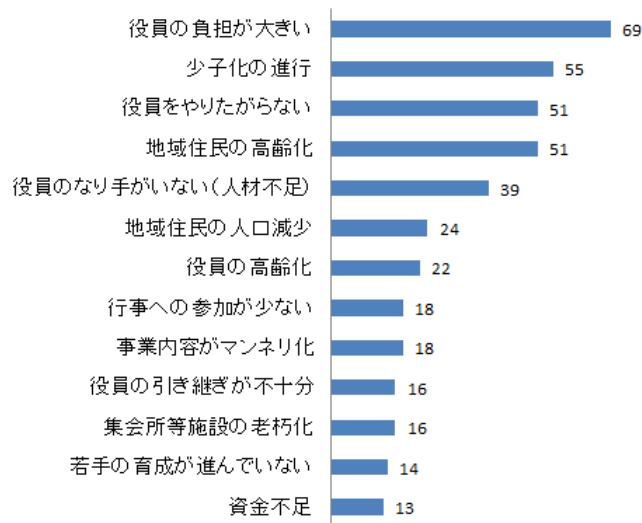


④自治会の課題（自治会アンケート（※2）から）

自治会が課題として挙げた事項としては、「役員の負担大」が最も多く、次いで「少子化の進行」「役員をやりたいがらない」「住民の高齢化」「役員のなり手不足（人材不足）」「人口減少」「役員の高齢化」等があります。

ほかにも、多額の費用負担が発生する集会所等施設の老朽化の進行や資金不足、事業のマンネリ化、人材育成、自主防災組織の充実、集合住宅居住者等の自治会未加入者の増加、自治会未加入者との問題等も挙げられています。

■自治会運営上の課題と感じていること ※複数回答あり

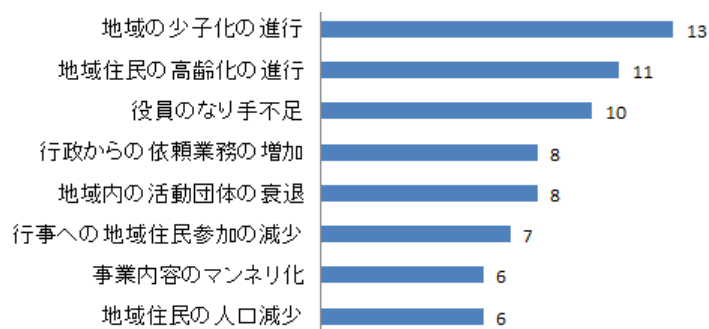


⑤コミュニティ協議会の課題（コミュニティ協議会アンケート（※2）から）

コミュニティ協議会の課題で一番多かったのが、「少子化の進行」、次いで、「高齢化の進行」「役員のなり手不足」「行政からの依頼業務の増加」「地域内の活動団体の衰退」が挙げられています。

その他の課題としては、地域行事への参加者の減少、特に男性の参加者が少ない、活動のマンネリ化、資金不足、役員の高齢化、女性の地域役員の選出、人材育成、地域内団体との連携も挙げられています。

■地域コミュニティ協議会運営上の課題と感じていること ※複数回答あり



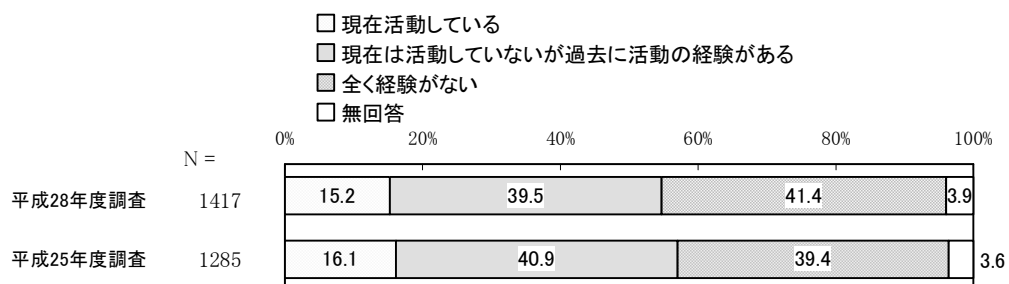
特に、ライフスタイルの多様化による市民の行動形態や意識の変化、就業形態、市からの依頼業務による負担、コミュニティ関係業務による負担等により、自治会の運営の担い手、活動の担い手とも確保が難しくなっている自治会があります。これまで大きな役割を担ってきた既存の青年団、婦人会や老人会といった地域団体の消滅、衰退も、自治会運営をより難しくしています。

また、高齢化が進む中、高齢者の憩いの場、生きがいの場や、運営や活動の担い手を確保するため、様々な年齢層が能力や経験を活かせる場をつくる必要があります。

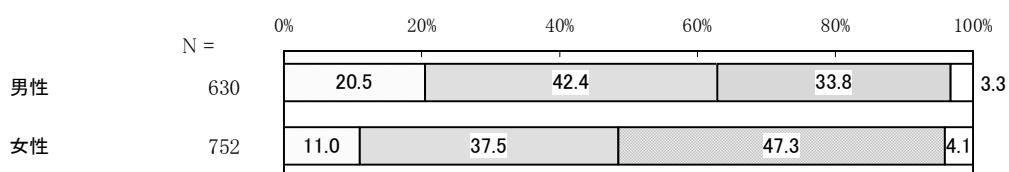
2 市民意識の現状（市民意識調査（※3）から）

市民活動への参画について

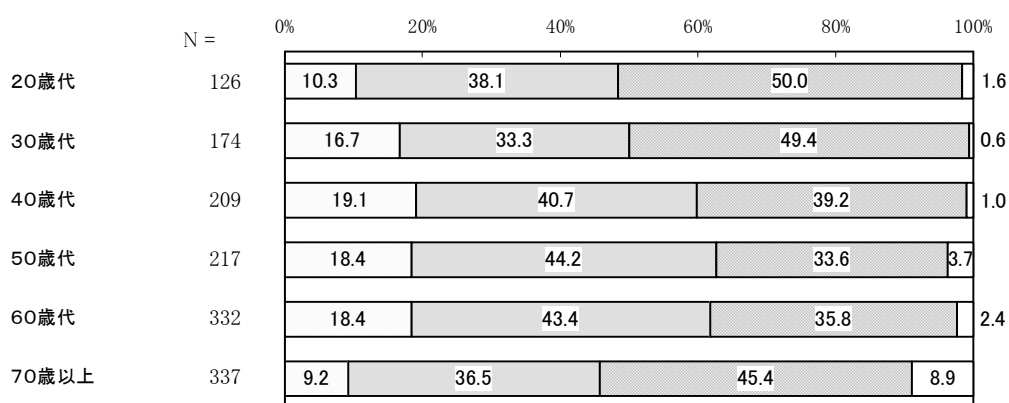
今までに地域活動やボランティアの経験があるかとの問いに対し、「全く経験がない」の割合が41.4%と最も高く、次いで「現在は活動していないが過去に活動の経験がある」の割合が39.5%となっています。



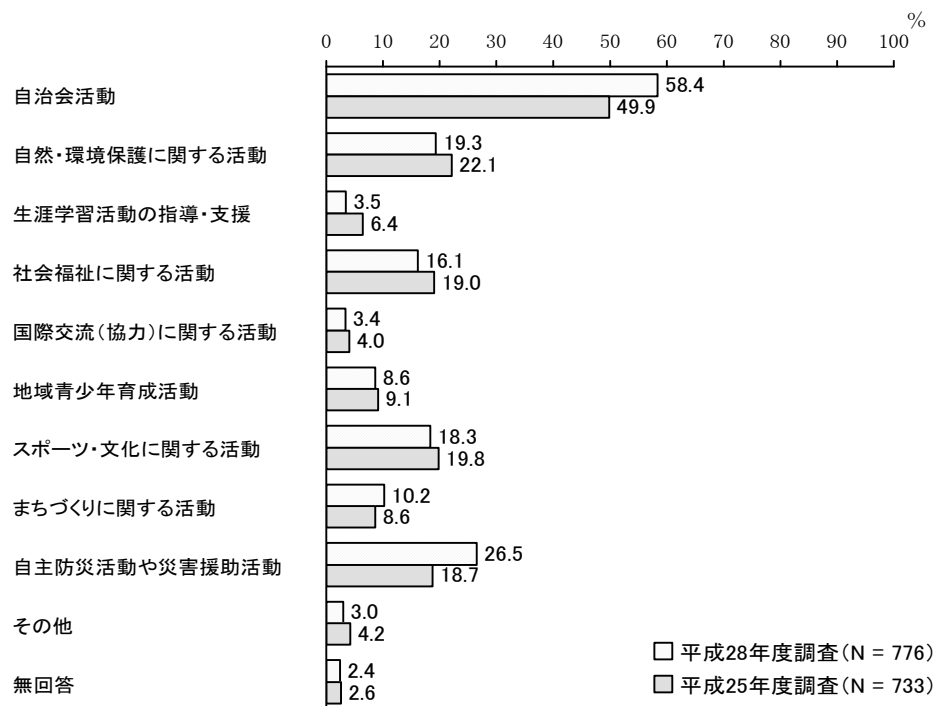
性別では、「現在活動している」と「現在は活動していないが過去に活動の経験がある」を合わせた“活動経験”の割合は、女性が5割弱であるのに対し、男性では6割を超えています。



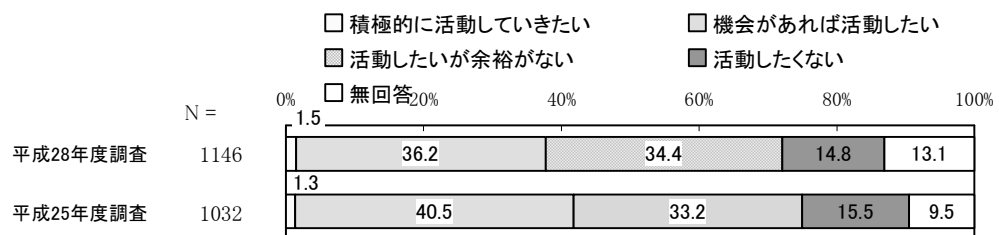
年齢別では、20歳代で「全く経験がない」の割合が5割を超えている一方、40歳代から60歳代で“活動経験”の割合が高く、6割を超えています。



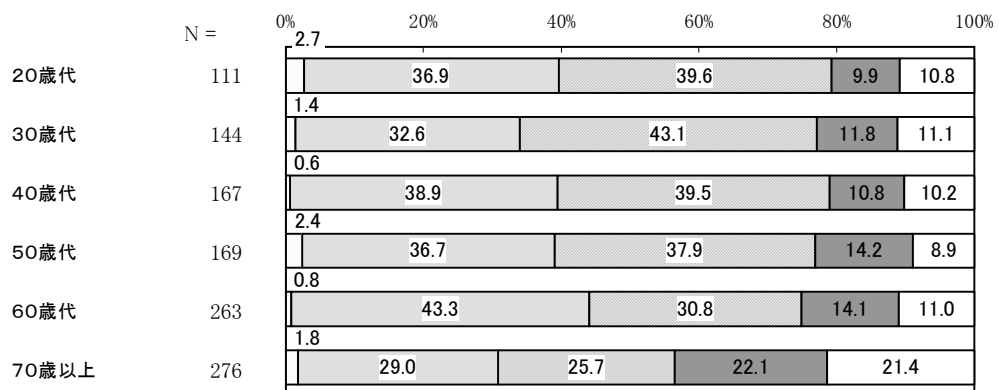
活動中や過去に活動経験がある方に対し、どのような活動を行っている（いた）かの問いに対し、「自治会活動」の割合が58.4%と最も高く、次いで「自主防災活動や災害援助活動」の割合が26.5%となっています。また、平成25年度調査と比べると「自治会活動」「自主防災活動や災害援助活動」の割合が増加しています。



過去に活動経験がある方、経験がない方に対し、今後、活動を行いたいと思うかとの問いには、「機会があれば活動したい」の割合が36.2%と最も高くなっていますが、平成25年度調査と比べ4.3ポイント減少しています。



年齢別では、60歳代で「機会があれば活動したい」の割合が高く4割を超えている一方、年齢が高くなるにつれ「活動したくない」の割合も高くなる傾向がみられました。



市民意識調査からは、地域活動に参加する若い世代や女性を取り込めていない、また個人の生活や価値観の多様化が課題として見て取れます。

3 前計画の取組状況と評価

(1) 環境づくり（間接的活性化策）

①地域コミュニティの位置付けの明確化

自治会、自治会連合組織、校区及びコミュニティ協議会の位置付けや役割を明確化した「田原市市民協働まちづくり条例（平成20年4月1日施行）」を制定しました。また、条例に基づき「田原市の市民協働まちづくり方針」を策定し、市民協働のまちづくりを計画的に進めています。

②地域コミュニティのあり方の検討

平成21年から、田原市コミュニティ連合会が専門委員会として設置している地域コミュニティ活性化研究会へ、市職員が委員及び事務局として参加、情報提供や地域コミュニティの様々な課題の整理、地域内の改善策や市の支援等の改善策、地域コミュニティのあり方などについてコミュニティ連合会とともに検討しています。

業務内容の増加や担い手確保等で課題が多い自治会・コミュニティ協議会の運営については、引き続き、コミュニティ連合会とともに課題解決に取り組んでいく必要があります。

③分野コミュニティ等との連携の推進

子ども会や老人クラブ等の従来型の団体は、地域コミュニティ協議会の構成員となるなど連携が見られます。新たに発足したNPO等と連携して地域活性化に取り組むケースも見られます。

また、市内で幅広く活動する市民活動団体に対して中間支援業務、市民協働を実践する人材育成、団体間の交流促進などを行う市民活動支援センターを設置し、団体の自立と活動の充実、市民と行政との協働によるまちづくりの推進を図っています。

地域コミュニティとNPOやボランティア団体等専門的な活動団体（分野コミュニティ）との連携関係は活発ではありませんが、双方とも協働社会の重要な担い手です。多様化する住民ニーズや社会環境の変化に対応するためには、専門性を持ったNPO等の団体と連携・協力の必要があります。

地域コミュニティが、NPOや各種団体、さらには事業者等の公益活動との連携・協力関係を構築できるように、市民活動支援センターの効果的な活用と、情報提供や定期的な連絡調整の場を設ける等ネットワークづくりを進める必要があります。

④市の地域コミュニティ振興体制の充実

各地域コミュニティからの問い合わせや相談、市からの補助金交付・情報伝達・依頼業務等の総合窓口としてコミュニティ担当課、地域の窓口として渥美支所、赤羽根市民センターを位置付け、地域にとってわかりやすい体制を確保していま

す。

市内全てのコミュニティ協議会で組織されているコミュニティ連合会へは、コミュニティ担当課が事務局として運営支援、助言等支援のほか、活動費の支援も行っています。

地域コミュニティにおける共通課題に対し、平成18年度から、相談や指導などを行うまちづくりアドバイザー（市職員）（※4）を派遣しています。毎年、定期的にまちづくりアドバイザー連絡会議を開催し、コミュニティの現状や活動状況等を含めた意見交換を行っています。

各市民館には、生涯学習を中心とする一般的な市民館事業・市民館管理（市民館主事の役割）と、コミュニティ協議会や地区自治会等の事務補助（コミュニティ主事の役割）を行う市民館主事（※5）を配置し、地域コミュニティ組織の育成及び諸活動の活発充実を図り、地域の創意と連帯に支えられた魅力あるまちづくりを推進しています。

市職員の地域コミュニティへの関りに対しては、社会貢献活動にかかる特別休暇制度や消防団活動に係る職務専念義務の免除等、概ね参加しやすい職場環境を整えています。

市職員は行政知識を広く習得するとともに、職員自らも地域コミュニティの一員であることを自覚し、地域活動や地域課題に対する理解を深めるため、できる限り地域活動に参加するよう努める必要があります。また、主事に対しても、地域コミュニティの活動に必要な内容の研修を行い、主事業務の適正化・対応能力の向上を図る必要があります。

⑤連絡調整の場の設置

市長が議長を務め全校区への連絡調整・意見集約等の場として運営していた校区総代会は、平成23年度から全コミュニティ協議会を構成員とする田原市地域コミュニティ連合会へ移行されましたが、連合会が開催する偶数月の定例理事会へ関係職員が出席し、コミュニティ連合会との連絡調整を行っています。地区自治会に対しては、連合会が毎年4月に開催する地区行政連絡会へ出席し、依頼事項等の連絡調整を行っています。

また、平成23年度からは、市全体又は地域づくりに関する課題をテーマとして地域が主催する地域懇談会に関係職員が出席し、地域との意見交換を行っています。

⑥市民への意識啓発

全戸配布されている広報たはらには、コミュニティや市民活動団体の活動など、市民の取組などの掲載のほか、自治会の重要性、自治会加入促進の記事も掲載しています。

また、地域コミュニティ連合会が活動報告のため年2回発行している会報誌も広報誌等と一緒に全戸配布し、地域活動の重要性のPRを実施しています。

転入・転居等の新規住民には、市民課等窓口において、自治会加入促進リーフレットを配布し、自治会への参加を呼びかけています。

市民がそれぞれの地域のコミュニティである自治会活動に積極的に参加し、活動の担い手として社会貢献できるように、引き続き、広報たはらや回覧、ケーブルテレビ等を利用した情報提供を行い、市民の意識啓発に取り組む必要があります。

(2) 活動の活性化（直接的活性化策）

①計画的地域づくりの推進

平成18年度に地域の将来ビジョンとして全校区コミュニティ協議会において策定された「まちづくり推進計画」は、策定から10年経過し、平成28年度に全協議会において改定されました。この計画は、毎年役員が交代するケースが多いコミュニティ協議会で、地域課題や目標を正確に引き継ぎ、長期的な展望を持って継続的に地域づくりを進める活動の指針として活用されています。

まちづくり推進計画の実現に向けては、まちづくりアドバイザーによる状況や課題等の整理、助言や関係部署との連絡調整を始め、財政的支援についても継続的に実施しています。地域が主体となりつくりあげた「地域のための計画」を進めていけるよう、継続した市の支援が必要です。

②活動拠点の充実

コミュニティ協議会等の活動拠点である市民館施設の管理・運営は、指定管理者制度（※6）によりコミュニティ協議会が行い、合理的で効率的な運営を行っています。

自治会の活動拠点である集会所に対しては、市が耐震診断を実施し、耐震改修や施設整備に対する経費について、地域の要望に応じ予算化し、整備費用の一部を支援しています。

市民館については、全ての施設で耐震改修が完了しているものの、昭和44年建築の野田市民館を始め築30年を超えている市民館が13館あり、計画的な改修・改築が必要です。また、耐震改修が済んでいない地区集会所については、該当自治会へ改修等の積極的な働きかけをしていく必要があります。

③地域活動の支援

地域にあった活動推進（自由度向上）と指定活動の内容適正化のため、平成23年度に支援制度の大幅改正を行い、コミュニティ協議会、地区自治会の運営支援と市依頼業務への協力金として協働助成金、コミュニティ協議会が自主的に取り組む地域づくり活動の必要経費を支援する地域づくり活動推進交付金、地域コミュニティとして取り組んでいただく指定活動（福祉活動、自主防災活動）の必要経費を支援する指定活動奨励金として地域活動の支援を行っています。また、必要に応じコミュニティ協議会、地区自治会等が行う施設整備に対しても支援を行

っています。

地域にとって分かりやすい市の体制とするため、助成金、交付金交付の手続きの市の窓口は、コミュニティ担当課に一本化しています。

地域コミュニティによる市民公益活動（※7）に取り組みやすい環境を整えるため、社会貢献活動中に発生した事故等に対し、社会貢献活動災害補償制度で一定額を補償しています。

多くのコミュニティ協議会では親睦的活動が浸透、定着してきていますが、人口減少、高齢化が進行している状況において、次の段階として「助け合い活動」への展開への誘導を検討する必要があります。

④その他の活性化策の推進

コミュニティ連合会の専門委員会である地域コミュニティ活性化研究会と協働でこれからの地域コミュニティの活性化を図る方策を研究していますが、平成28年度に新たな視点を持ってされた5つの提言を元に、他の団体への波及効果が期待できる先進的な取組に対してモデル事業として支援する準備を進めています。

地域コミュニティの担い手不足を克服し活性化を図るための5つの提言

- 提言1：若者の力・よそ者の視点を取り入れる
- 提言2：担い手を確保・育成する
- 提言3：地域で活動する多様な団体と連携する
- 提言4：地域課題について事業化を検討する
- 提言5：地域の人口減少に歯止めをかける

※検討結果報告書（平成29年3月）から抜粋

(3) 協働関係の構築

①役割の認識

コミュニティ協議会が策定したまちづくり推進計画には、総合計画に掲げられた施策の中で地域に期待される取組を盛り込み、活動が行われています。市はそれぞれの役割を認識し、地域の特性に合った支援等によりコミュニティ協議会の取り組みの促進を図っています。

②協働ルール確立

平成20年4月、自治会、自治会連合組織、校区及びコミュニティ協議会の位置付けや役割を明確化した「田原市市民協働まちづくり条例」を施行し、条例に基づいた「市民協働まちづくり方針」を策定して市民協働のまちづくりを計画的に進めています。

③最適な業務委託の実施

平成23年3月に「地域コミュニティ団体関連業務の基本方針」を策定し、行政からの地域コミュニティへの協力・依頼業務等のルールに基づき、毎年4月に、コミュニティ協議会等へ、依頼業務や行事等の年間スケジュールを提示し、業務

依頼等を行う前に連合会定例理事会で内容を説明する等、調整を行っています。

基本方針に則して、関連業務を確認・整理（統廃合）するため、毎年、業務委託・協力依頼状況調査を行っていますが、依頼業務等は年々増加しており、団体や役員への負担となっているのが現状です。改めて、依頼業務等の進め方について整理し、担当部署において業務の見直しを行う必要があります。

(4) 市全体のまちづくりの推進

①市施策への協力

偶数月の連合会定例理事会において、定期的に市からの業務依頼、情報交換の場を設け、相互理解による事業推進を図っています。市全体のまちづくりには地域コミュニティの協力が必要となりますので、引き続き、市事業への理解と協力を求めるとともに、地域への影響に配慮していく必要があります。

②地域コミュニティ間の連携

連合会が毎月開催する定例理事会において、コミュニティ協議会間や市との連絡調整、情報交換、交流等が行われています。

近隣組織と合同、又は中学校区単位で連携する組織において、市と連携しながら地域課題への対応を進めている団体もあります。

連携することにより、地域の多様な人材資源の有効活用、地域課題解決のための協働の促進等の効果が期待できますので、連携による地域づくりを支援していく必要があります。

第3章 計画の推進

1 基本的な考え方

田原市の市民協働まちづくり方針に掲げられている市民協働の基本理念を踏まえ、地域コミュニティ自らが、期待されている協働社会における主役としての役割を実現できるよう、地域コミュニティが最適な活動に取り組むことができる環境を整え、活動を活性化させ、より良い協働関係の構築に取り組み、協働のまちづくりを推進します。

○市民協働の基本理念

みんなが、それぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働によるまちづくりを進めましょう。

※みんな＝市民、市民活動団体、事業者及び市の機関
※まちづくり＝総合計画に掲げる将来都市像等の実現

※市民協働＝市民の参加と協働

○振興の方針

✿ 地域コミュニティに期待される協働社会の役割の実現

2 振興施策

活動の方向性に基づき、「環境づくり」、「きっかけづくり、人づくり」及び「活動の活性化」を振興施策とします。

(1) 環境づくり

地域コミュニティ団体が、活発に活動するためには、様々な地域資源の有効活用とともに、行政からの支援等が求められています。そこで、次の活動支援等を行います。

①継続した財政的支援

協働のまちづくりを実現するため、基盤となる地域コミュニティ団体の運営組織の強化、市依頼業務に対する協力金及び活動・施設整備に対し、継続した財政支援を行います。

助成金、交付金、補助金等の財政支援について、毎年度、担当部署による評価を行い、目的や時代に即した制度としていけるよう、定期的な制度の見直しを行います。

②活動拠点の整備

コミュニティ活動や生涯学習活動、地域の防災活動の拠点となる施設として、市民館や地区集会所は重要な施設です。老朽化や手狭となる市民館の計画的改

修・改築や、自治会が行う地区集会所等の整備に対する支援を行い、利用しやすい環境の整備を促進します。

③適切な業務委託等の実施

地域コミュニティ団体への業務委託・協力依頼は、「地域コミュニティ団体関連業務の基本方針（平成30年3月改定）」に即して、年度当初に業務依頼・協力依頼一覧表を提示するなど、あらかじめ地域コミュニティ団体に提示、全ての地域コミュニティ団体を対象とする場合は、個々に依頼を行う前に連合会定例理事会等で内容を説明するなど、事前に調整します。

また、業務委託・協力依頼のとりまとめはコミュニティ担当課で行い、定期的な見直しを実施します。

④情報発信

地域づくりに関し、他地域で行われている先進事例等の情報提供を随時行います。地域活動を広く知らせることは自治会等への加入促進にもつながることから、広報たはら、回覧、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、積極的に情報を発信します。

田原市が制定した田原市市民協働まちづくり条例には、地域コミュニティ団体を基礎的な市民活動団体として位置付けるとともに、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加するように努める市民等の責務についても規定されています。情報発信と併せて、条例に規定されている市民等の責務についても周知します。

(2) きっかけづくり、人づくり

地域コミュニティ団体の組織を活性化するためには、運営に関わる人材の確保・育成が重要です。そこで、意識啓発、人的支援、人材確保・育成等を図ります。

①住民への意識啓発

地域活動に参加する住民を増やすためには、地域に暮らす住民が自分の住む地域のことをよく知り、感じるためのきっかけをつくるのが大切です。そのため、きっかけは世代により異なるため、若い世代、女性、退職者等、世代に合わせた広報手段によりきっかけづくり（意識啓発）を行います。

②市職員への意識啓発

地域コミュニティ活動を積極的に支援するため、市職員の協働のまちづくりに関する意識啓発とともに、各地域で策定されたまちづくり推進計画に関する周知と理解を進めます。

また、市職員が住民の一人として、居住する地域の活動への積極的な参加を促進します。

③人的支援の充実

コミュニティ主事の研修会の充実、まちづくり推進計画の実現に関する助言等

を行うまちづくりアドバイザー（市職員）の派遣の継続とともに、地域コミュニティ団体等が検討する事業化、法人化等新たな取組に対し、適切な助言ができるよう、専門分野の知識を持った職員による対応等、支援体制の整備を行います。

④人材確保・育成

地域活動の運営の担い手、活動の担い手確保・育成のため、人材育成講座の開催、事例紹介等研修会の開催とともに、市民活動団体等との連携を促進します。

⑤分野コミュニティ等との連携

専門分野で活動するNPOやボランティア団体等の市民活動団体、市内の事業者、地域内の各種団体等は、地域活動の運営の担い手、活動の担い手として、自治会やコミュニティ協議会との連携や参加が期待されています。様々な担い手が協働により地域課題に取り組めるよう、市民活動支援センター等を活用し情報提供、連携支援を行います。

また、地域コミュニティ間の交流・連携を行うことは、自らの地域の再認識ができるとともに、他の地域の活動を参考にして地域活動の活性化に役立てることもできることから、情報提供等、必要な支援を実施します。

(3) 活動の活性化

地域コミュニティ団体のさらなる活性化を図るためには、従来の概念にとらわれない新たな視点をもった取組が必要です。そこで、次の支援等を行っていきます。

①計画的地域づくりの推進

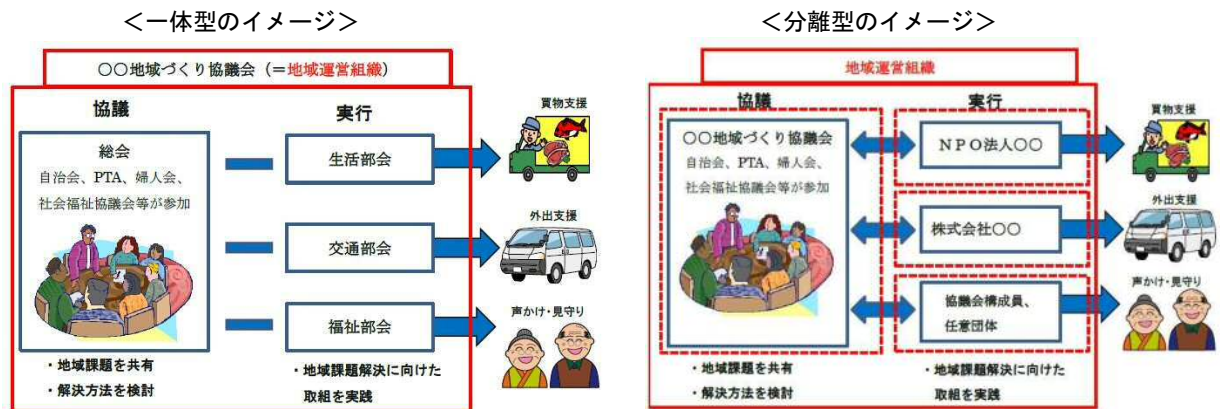
地域主体のまちづくりを推進するため、地域の現状・課題と10年後の地域の将来像、主要施策等を示したまちづくり推進計画が各コミュニティ協議会で策定されています。地域が主体となりつくりあげた「地域のための計画」の実現に向け、まちづくりアドバイザーによる地域の状況や課題等の整理、助言や、関係部署との連絡調整に努めます。また、計画に基づく地域づくり活動に対する継続的な財政支援を行います。

②地域コミュニティのあり方の検討

地域コミュニティ連合会とともに、地域コミュニティのあり方等、地域の共通課題を整理しながら、それぞれの地域の課題解決に参考とする方策を提案します。

ア 持続可能な組織の検討

役員の一斉交代、役員への負担増大、活動の担い手不足が問題になる中、持続可能な組織づくりが必要です。加入促進、人材確保・育成とともに、地域の実態に合わせ、地域運営組織（※8）の形態の検討を行っていきます。本市のコミュニティ協議会は、一体型の地域運営組織の形態をとっていますが、役員の負担軽減や、地域づくり、地域福祉活動等地域課題の解決に対し継続的に取り組んでいけるように、分離型の検討も行っていきます。



出典：暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書（平成28年3月）

イ 活動内容の見直し支援

人口減少、少子化、高齢化により、実施が困難となってきた事業もあります。持続可能な活動としていくためには、活動内容の見直しを行っていく必要があります。必要に応じてコミュニティ団体から相談を受けたり、情報提供や助言を行うなど、必要な支援を行います。

③新たな取組への支援

協働で取り組んできた地域コミュニティ活性化研究会での提言を踏まえ、地域コミュニティ連合会とともにモデル事業として実証を行い、他地域へ広めていきます。

【モデル事業の例】

- ・ 地域資源の活用や、地域課題解決の手法の一つとして、事業化の検討
- ・ 担い手の確保として、多様な担い手・地域外の人材活用、他団体との連携
- ・ 団体の財源の確保として、補助金、交付金だけでなく、寄付金、業務委託料、事業収入、クラウドファンディング（※9）の検討
- ・ 若い世代を迎え入れるための定住促進や地域コミュニティづくりの検討

参 考 資 料

1 用語集

P.4

- ※1 非営利活動団体（NPO）：行政・企業とは独立した一定のテーマを持って公益的な活動をしているボランティア団体、市民活動団体、特定非営利活動法人等の民間の非営利活動団体。

P.7、8

- ※2 自治会アンケート、コミュニティ協議会アンケート：地域コミュニティの組織運営や事業実施など、実際の取組状況を把握するために、コミュニティ活性化研究会が平成27年11月に実施したアンケート調査。

P.9

- ※3 市民意識調査：田原市総合計画の将来都市像の実現を目指し市政へ反映するための基礎資料として、田原市が平成28年7月に実施したアンケート調査。

P.12

- ※4 まちづくりアドバイザー：もともとは、各校区の地域まちづくり推進計画の策定支援のため派遣された市職員のことであるが、ここでは市内全体の共通の課題に対して、従来の縦割りの組織に縛られず、特定のコミュニティ協議会を兼職で受け持ち、課題解決に対するアドバイスや相談を行う職員。

- ※5 市民館主事：市民館事業を中心とする「市民館主事の業務」と、コミュニティ協議会事務や地区自治会事務補助等の「コミュニティ主事の業務」を行っている。以前はコミュニティ指導員と行政補助員の役割を兼ねた職としていたが、平成23年度に、実態に合わせわかりやすくするため、役割名を「コミュニティ主事」に変更。

P.13

- ※6 指定管理者制度：地方公共団体等の有する公の施設について民間事業者等による管理・運営を認める制度。

P.14

- ※7 市民公益活動：自主的に取り組むまちづくり（総合計画を実現する活動）及び社会貢献を目的とする活動（宗教、政治、営利活動を除く）。

P.18

- ※8 地域運営組織：総務省では、「地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実施する組織。具体的には、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出した活動を行っている組織」と定義。

P.19

- ※9 クラウドファンディング：小規模な事業者や個人が、ビジネスプロジェクトやアイデアをインターネット上で提示し、それに対し不特定多数の投資家から出資を募る仕組み。

2 コミュニティ活動等支援制度の概要

(1) 協働助成金

団体の運営支援と市依頼業務への協力金として交付します。

①コミュニティ協働助成金

【対象】コミュニティ協議会

【積算】均等割 70 万円＋自治会数割（自治会数×1 万円）
＋世帯割（世帯数×300 円）＋人口割（人口×100 円）

②地区自治会協働助成金

【対象】地区自治会

【積算】均等割 5 万円＋世帯割（世帯数×900円）
＋大世帯加算人口割（人口×平均世帯人数×100円）
＋美化活動加算（地区人口×100円）※対象区域のみ
＋河川美化活動加算（指定額）※対象区域のみ

(2) 地域づくり活動推進交付金

「まちづくり推進計画」に基づき、自主的に取り組む地域づくり活動及び市民館活動の必要経費を支援するもので、コミュニティ協議会へ交付します。

【対象】コミュニティ協議会

【積算】均等割 60 万円＋自治会数割（自治会数×1 万円）＋人口割（人口×200 円）

(3) 指定活動奨励金

地域コミュニティとして取り組んでいただきたい活動の必要経費を支援するもので、コミュニティ協議会へ交付します。

①福祉活動・・・高齢者を対象とした諸活動

【対象】コミュニティ協議会

【積算】A 地域活動に対する支援

老人クラブ会員数×350 円＋均等割 35,000 円

B 地域行事に対する支援

（70 歳以上人口×500 円＋一人暮らし 65 歳以上人口×3,000 円）×85%

②自主防災活動・・・防災訓練や啓発活動、その他防災に関する諸活動

【対象】地区自治会

【積算】均等割 1 万円＋世帯割（世帯数×300 円）

(4) 地域コミュニティ施設等整備補助金

集会所をはじめとする地域拠点施設、消火栓器具・防犯灯等の安全対策施設、地域コミュニティ活動の活性化のために必要とされる施設及び設備の整備に対し支援するもので、地域コミュニティ団体へ交付します。

項 目		算 定 基 準
地域コミュニティ施設整備事業	施設整備	事業費 1 / 2 以内（5 万円～2,500 万円）
	備品整備	備品：事業費 1 / 2 以内（1 万5,000 円～30 万円） 防犯カメラ：事業費 3 / 5 以内（最高30 万円） ※32 年度からは 1 / 2 以内
防犯灯施設設置事業		事業費 1 / 2 以内（1 灯当たり：5,000 円～5 万円）
自主防災施設等整備事業		消火栓器具箱関連：事業費 2 / 3 以内 その他防災資機材：事業費 2 / 3 以内（最高 1 件30 万円） ※32 年度からは 1 / 2 以内
地区集会所等耐震補強事業		事業費10/10（最高500 万円）

(5) 地域コミュニティ連合会補助金

地域コミュニティ全体の振興及び意見集約、交流等を行うための必要経費を支援するもので、コミュニティ連合会へ交付します。

【対象】 コミュニティ連合会

【積算】 事業費 1 / 2 以内（予算の範囲内）

3 田原市市民協働まちづくり条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 協働促進の方針（第8条）
- 第3章 市民参加と協働（第9条・第10条）
- 第4章 市民公益活動の支援（第11条—第13条）
- 第5章 地域コミュニティ団体（第14条—第18条）
- 第6章 市民協働まちづくり基金（第19条）
- 第7章 市民協働まちづくり会議（第20条）
- 第8章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民参加と協働によるまちづくりの基本理念及び施策の基本事項を定めるとともに、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市の機関の役割と責務を明らかにし、総合計画に掲げる将来目標等の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来都市像等の施策方針を掲げるとともに、それらを実現するための市民等及び市の機関の役割を定めた本市のまちづくりの指針をいう。
- (2) まちづくり 総合計画を実現する活動又はその他良好な地域社会を形成するための活動をいう。
- (3) 行政活動 総合計画の実現において、市の機関の役割として実施する各種の活動をいう。
- (4) 市民公益活動 市民等が、自主的に取り組むまちづくり及び社会貢献を目的とする活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) 市民参加 行政活動に市民等が自主的に参加することをいう。
- (6) 協働 市民等及び市の機関が、それぞれの役割と責務に基づき対等な立場で協力し、相互に補完し合うことをいう。
- (7) 市民 市内に居住し、在勤し、在学し、又はその他まちづくりに関わる者をいう。
- (8) 市民活動団体 市内で活動する地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体をいう。
- (9) 地域コミュニティ団体 次に掲げる団体をいう。
 - ア 自治会 一定区域の居住者で形成し、相互連絡、意見集約、交流、環境整備、文化伝承、防災、福祉等の活動を行う団体
 - イ 自治会連合組織 小学校区域内の特定の自治会で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体
 - ウ 校区 小学校区域内の自治会で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体
 - エ コミュニティ協議会 平成26年度又は当該年度における小学校区域内の市民、自治会及びその他の市民活動団体等で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体
- (10) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (11) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

（基本理念）

第3条 市民等及び市の機関は、それぞれの権利、義務及び役割を認識し、相互の理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの主体としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加するように努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組むとともに、広く市民に理解されるように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動を支援するように努めるものとする。

(市の機関の役割)

第7条 市の機関は、それぞれの権能の範囲において、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実施するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとする。

第2章 協働促進の方針

(方針の策定)

第8条 市の機関は、第3条に定める基本理念に基づき、市民等と連携し、本市の協働促進の方針を定めるものとする。

第3章 市民参加と協働

(行政活動における市民参加と協働の実現)

第9条 市民等は、行政活動における市民参加と協働の実現に努めるものとする。

2 市の機関は、施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努めるものとする。

3 市の機関は、行政活動における協働の推進に努めるものとする。

4 市の機関は、行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。

(市民公益活動における協働の実現)

第10条 市民等は、市民公益活動における協働の実現に努めるものとする。

2 市の機関は、市民公益活動における市民等の協働の促進に努めるものとする。

第4章 市民公益活動の支援

(活動環境の整備)

第11条 市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備するものとする。

(情報の提供)

第12条 市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力するものとする。

2 市の機関は、その保有する市民公益活動に必要な情報を提供するものとする。ただし、個人情報保護に留意するものとする。

(その他の支援)

第13条 市の機関は、市民公益活動に対し、必要に応じ、人的支援、財政的支援等を行うものとする。

第5章 地域コミュニティ団体

(地域コミュニティ団体の位置付け)

第14条 本市のまちづくりにおいては、地域コミュニティ団体を基礎的な市民活動団体として位置付け、その振興を図るものとする。

(地域コミュニティ団体の責務)

第15条 地域コミュニティ団体は、対象区域の市民等の福利向上を図るため、自主的に地域の課題に対処するものとする。

2 地域コミュニティ団体は、前項の場合において、必要に応じ、他の市民活動団体と協働し、相互理解による信頼の構築及びまちづくりの推進に努めるものとする。

3 地域コミュニティ団体は、対象区域における市民等の参加機会の確保に努めるものとする。

4 地域コミュニティ団体は、市全体のまちづくりの推進に配慮し、行政活動における地域に関わる課題について、対象区域の市民等の意見を把握するように努めるとともに、それらの意見を集約し、代表するものとする。

(市民等の責務)

第 16 条 市民等は、自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加するように努めるものとする。

(市の機関の責務)

第 17 条 市の機関は、地域コミュニティ団体の振興施策を立案し、その実現に努めるものとする。

2 市の機関は、第 15 条第 4 項の規定より集約された意見に配慮するものとする。

(地域コミュニティ団体の認定)

第 18 条 市長は、地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的として、民主的かつ公平な運営により第 15 条の責務を果たしている地域コミュニティ団体について、当該団体の申請に基づき認定する。

2 市長は、前項の認定について、地域コミュニティ団体が前項に定める要件を欠いていると認めたときは、これを取り消すことができる。

3 市長は、前 2 項の認定の状況を公表する。

4 前 3 項に関する手続きは、市長が規則で定める。

第 6 章 市民協働まちづくり基金

(基金の設置)

第 19 条 市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定に基づき、市民の連帯の強化、地域振興及び市民公益活動の促進に必要な財源を確保するため、田原市市民協働まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。また、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第 1 項に定める目的のための経費に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

5 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 基金は、第 1 項に定める目的のための経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

第 7 章 市民協働まちづくり会議

(協働会議の設置)

第 20 条 第 8 条に定める協働促進の方針及び当該方針に関わる施策の検討並びにその他の必要事項の調整を図るため、田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）を設置する。

2 協働会議は、市民等及び市の機関を代表して市長が選任する市民参加と協働のまちづくりの実現に関わる者で構成する。

3 協働会議の運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

第 8 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日条例第 39 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(田原市市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 略

4 田原市市民協働まちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田原市市民協働まちづくり条例（平成20年田原市条例第1号。以下「条例」という。）第18条第4項及び第20条第3項の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 条例第18条第1項に定める認定を受けようとする地域コミュニティ団体は、地域コミュニティ団体認定申請書（様式第1号）により、次に掲げる事項を明らかにし、市長に申請するものとする。ただし、市長が別に定める場合は、この申請における記載の一部を省略することができる。

(1) 団体の名称及び事務所の所在地

(2) 代表者の氏名及び住所

(3) 活動の区域

(4) 構成員の状況

(5) 次に掲げる内容を定めた規約

ア 組織体制及び役員の選出に関すること。

イ 財産処分、事業運営等の決定手続きに関すること。

ウ その他団体運営に関すること。

(6) 次に掲げる運営の状況

ア 対象区域における市民、市民活動団体及び事業者の参加を得るための取組に関すること。

イ 団体運営の情報の公開に関すること。

ウ 予算、決算、事業計画、事業報告又はその他団体運営の状況に関すること。

2 市長は、前項の申請があったときは、条例第18条第1項の規定に基づき認定の可否を決定し、地域コミュニティ団体認定審査結果通知書（様式第2号）により、当該申請団体に通知する。

(申請内容の変更)

第3条 前条第2項の規定により認定された地域コミュニティ団体（以下「認定団体」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、市長に地域コミュニティ団体認定事項変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号、第3号及び第5号の事項

(2) 前条第1項第4号並びに第6号ア及びイの事項で市長が別に定めるもの

2 認定団体は、前条第1項第2号の事項に変更があったときは、市長が別に定める方法により届け出なければならない。

3 認定団体は、前2項に定めのない事項の変更については、手続きを要しないものとする。

4 市長は、条例第18条第1項の規定に準じ、第1項の変更を認定したときは、地域コミュニティ団体認定変更通知書（様式第4号）により、当該認定団体に通知する。

(認定の取消し)

第4条 市長は、認定団体の運営状況を確認した結果、条例第18条第2項の規定に基づく認定の取消しを行ったときは、地域コミュニティ団体認定取消通知書（様式第5号）にその理由を明記し、当該認定団体に通知する。

2 前条第1項の変更申請において、認定の要件を欠いていると認めたときは、前項の例による。

(認定の記録及び閲覧)

第5条 市長は、第2条第2項に規定する認定、第3条第4項に規定する認定変更及び前条の認定の取消しを行ったときは、地域コミュニティ団体認定登録簿（様式第6号）にそれらの状況を記載し、総務部総務課にこれを備え置き、一般の閲覧に供する。

(委員)

第6条 条例第20条第1項の田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）は、15人以内の委員で構成するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 公募市民

(2) 市民活動団体の関係者

(3) 事業者によって構成する団体の関係者

(4) 市の機関に所属する者

(5) 学識経験者その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協働会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協働会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協働会議は、会長が招集する。

2 協働会議においては、会長が議長となる。

3 協働会議は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協働会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協働会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、会議に諮って公開しないことができる。

6 会長は、議事に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成21年3月31日までに委嘱又は任命された協働会議の委員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成21年3月31日規則第37号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第7号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第27号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

5 田原市地域コミュニティ振興計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 田原市総合計画の理念に則り、本市の地域特性を踏まえた「協働のまちづくり（協働による公共）」を実現するため、地域コミュニティと市の関係並びに地域コミュニティの機能及び役割を定義し、今後の地方自治の推進や地域コミュニティ振興施策の方向性を示す田原市地域コミュニティ振興計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、田原市地域コミュニティ振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 計画の策定にあたっての基本理念
- (2) 計画に盛り込むべき項目についての具体的内容
- (3) その他計画の策定にあたって必要な事項

(委員会)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長は、委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

5 委員長、副委員長及び委員の任期は、計画が策定されるまでの期間とする。

(ワーキング会議)

第4条 委員会は、必要に応じてワーキング会議を設置することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部総務課地域行政係において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月28日から施行する。

別表（第3条関係）

	役職等	備考
委員長	総務部長	
副委員長	企画課長	
委員	防災対策課長	
委員	人口増企画室長	
委員	財政課長	
委員	地域福祉課長	
委員	高齢福祉課長	
委員	子育て支援課長	
委員	廃棄物対策課長	
委員	農政課長	
委員	維持管理課長	
委員	街づくり推進課長	
委員	市民センター所長	
委員	地域課長	
委員	生涯学習課長	

6 計画策定の主な経過

	年月日	会 議 名 等	内容、対象者等
平成28年度	平成28年 10月28日	第1回振興計画策定委員会	策定の進め方
	平成29年 2月21日	第1回活動促進要綱見直し検討会議	見直しスケジュール
	3月～4月	支援制度についてヒアリング	コミュニティ協議会長
平成29年度	5月24日	コミュニティ連合会定例理事会	支援制度見直しスケジュール
	6月、7月	支援制度についてヒアリング	コミュニティ連合会代表役員 経験者
	7月10日	第2回振興計画策定委員会	支援制度変更案検討
	20日	コミュニティ連合会定例理事会	支援制度変更案について意見 聴取
	8月10日 17日	支援制度について意見聴取	市民館主事
	12月19日	第3回振興計画策定委員会	計画案検討
	1月23日	コミュニティ連合会定例理事会	計画案について意見聴取
	2月15日	田原市議会総務産業委員会	計画案について報告

策定：2018年3月

発行：田原市総務部総務課地域行政係

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

電話 0531-23-3504 F A X 0531-23-0180

この冊子は再生紙を使用しています。